

希少野生動植物種の保護のため、それぞれの立場に応じた責務を定めています。

那須塩原市

- 野生動植物の種が置かれている状況の把握に努めるとともに、希少野生動植物種の保護のための※1総合的な施策を策定し、及び実施するものとします。
※1 「那須塩原市希少野生動植物種保護基本方針」（条例第8条）
- 環境学習活動及び広報活動を通じて、希少野生動植物種の保護の必要性について、広く普及啓発を図るよう適切な措置を講ずるものとします。
- 事務又は実施に当たっては、希少野生動植物種の保護に配慮するものとします。



市民等

- 市民及び市内に滞在する者は、希少野生動植物種の保護に自ら努めるとともに、市が実施する希少野生動植物種の保護に関する施策に協力するものとします。



事業者

- その事業活動を行うに当たっては、希少野生動植物種を保護するために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、市が実施する希少野生動植物種の保護に関する施策に協力するものとします。
⇒例えば、生息地等保全協定区や希少種の調査など、市が実施する取組みについては、法的な強制力はないが、協力してもらうことになる旨を定めています。



市の総合的な施策『那須塩原市希少野生動植物種保護基本方針』で希少野生動植物種の保護を図ります。

希少野生動植物種



特別希少野生動植物種

○特別希少野生動植物種について

希少野生動植物種のうち、特に保護を図る必要があると認められるものを特別希少野生動植物種として指定することができます。
※特別希少野生動植物種の選定は、平成24年10月現在のところありません。(数年後の那須塩原市レッドデータブック策定の際に、選定の検討を予定しています。)

○特別希少野生動植物種の個体の保護について

○特別希少野生動植物種の個体の所有者または占有者は、特別希少野生動植物種を保護することの重要性を自覚し、その個体を適切に取り扱うよう努めなければなりません。
○市長は、特別希少野生動植物種の保護のため必要があると認めるときは、特別希少野生動植物種の個体の所有者または占有者に対し、その個体の取扱いに関し必要な助言または指導をすることができます。
○特別希少野生動植物種の生きている個体は、捕獲、採取、殺傷または損傷をしてはなりません。※学術研究や保護のための繁殖の目的等で市長の許可を受けた者は対象外です。
○学術研究または保護のための繁殖目的その他規則で定める目的で特別希少野生動植物種の生きている個体の捕獲等をしようとする者は、市長の許可を受けなければなりません。
○市長は、捕獲等の許可を受けた者が、違反した場合において特別希少野生動植物種の保護のため必要があると認めるときは、措置命令をすることができます。また、許可を取り消すことができます。
○市長は、捕獲等の許可を受けた者に対し、条例の規律性を確保するために報告を求め、また職員に立入検査等をさせることができます。

○特別希少野生動植物種の生息地・生育地の保護について

○土地の所有者または占有者は、その土地の利用に当たっては、特別希少野生動植物種の保護に留意しなければなりません。
○市長は、特別希少野生動植物種の保護のため必要があると認めるときは、土地の所有者または占有者に対し、その土地の利用の方法その他の事項に関し、必要な助言または指導をすることができます。

4

5

希少野生動植物種（特別希少野生動植物種を含む）の個体及び個体の生息地又は生育地の保護のための推進体制

○生息地等保全協定の締結等

希少野生動植物種の健全な生息・生育環境の保全を図るために、土地の関係者と市を当事者として、生息地等保全協定の締結をすることができます。

○保護団体制度

市内における野生動植物の種の保護活動を行う民間団体を、那須塩原市野生動植物保護団体として認定することができます。

○希少野生動植物種の提案制度

希少野生動植物種に関する市民等からの提案制度を定めます。
市民等の条例への積極的な参画を期待するとともに、広く野生動植物の種の生息・生育情報を収集します。

○研究会の設置

野生動植物の種の調査・研究等を担当する組織として、その専門家で構成する研究会を設置します。

○調査の推進

野生動植物の種の個体の生息（地）・生育（地）の状況等の調査・研究を推進しながら、その結果について定期的に条例の適正な運用に活用します。

○監視員の設置

希少野生動植物種の保護のため必要な監視活動を行うことを目的として、那須塩原市希少野生動植物種保護監視員を置きます。



3

6